

令和5年6月8日

地区内中学校保護者 様

西置賜地区中学校体育連盟

会長 赤 間 幸 生

(公印省略)

学校施設内外における喫煙自粛のお願い

日ごろより本連盟の活動に対し、ご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。各学校の生徒達は、目前に迫った地区大会に向け、毎日の練習に精一杯励んでいることと思います。

さて、山形県中体連では「さわやかマナーアップ運動」を推進し、部活動における選手、指導者、そして保護者のマナーアップを目指し取り組みを行って参りました。当地区でもそれにならい、地区大会等におけるマナーアップに励んで参りました。保護者の方のご協力もあり、毎年各会場で爽やかに大会が行われていますことに大変感謝しております。

その中で、喫煙をなさる方へのお願いです。大会及び練習試合等で学校施設を使用する際の喫煙について、生徒が通る場所や生徒の目に触れる場所での喫煙をご遠慮いただきたいと思いますと考えております。昨今、受動喫煙の子供達への影響も話題にあがる時代でもありますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※受動喫煙とは…

他人が吸った「たばこ」の煙を吸わされることを、受動喫煙といいます。

たばこを吸わない人(非喫煙者)が、自分の意志と関わりなくたばこの害を受けることになるため、不本意喫煙などともいわれます。従来「喫煙者の喫煙する権利」と「非喫煙者の受動喫煙被害を受けない権利」の議論が数多くされておりましたが、最近では受動喫煙被害を受けない権利を重視する考えが主流となっております。

平成15年5月に施行された健康増進法では、多くの人が利用する施設の管理者に受動喫煙防止対策の努力を求めています。

※健康増進法

【第25条】

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の人が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。